

平成28年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
H28	6	21	兵庫県知事 (1)第11698号	株式会社スマートスタイル	兵庫県	神戸市	免許取消	—	政令で定める使用人が法第5条第1項第3号の2に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
H28	7	27	兵庫県知事 (1)第451446号	プロ・スタイル株式会社	兵庫県	姫路市	業務停止・指示	7日	退職した専任取引士の名前で重要事項説明書を交付し、契約を行った。このことは法第35条第1項に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。専任取引士の変更手続きを、再三に渡る県からの指導にも拘わらず、約7ヶ月に渡り行わなかった。このことは法第9条に違反しており、法第65条第1項に該当する。
H28	8	8	兵庫県知事 (6)第202422号	株式会社インターライフ	兵庫県	芦屋市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第3号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
H28	11	8	兵庫県知事 (3)第401159号	有限会社ロイヤルシャトーモリタ	兵庫県	加古川市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第3号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
H28	11	22	兵庫県知事 (7)第8924号	株式会社ヤタナカオ	兵庫県	神戸市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第3号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
H29	1	23	兵庫県知事 (2)第11128号	株式会社RoomBank	兵庫県	明石市	指示	—	賃借の契約が成立するまでの間に宅地建物取引士をして賃借人側に重要事項を説明しなかった。このことは、法第35条第1項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
H29	2	16	兵庫県知事 (4)第203153号	株式会社勝部工務店	兵庫県	尼崎市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第3号の2に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
H29	3	17	兵庫県知事 (5)第10131号	有限会社ハウジングセンター兵庫	兵庫県	神戸市	業務停止	22日	事実と異なる内容の重要事項説明書及び契約書等を作成し、これらを借主に交付した。このことは、法第35条第1項及び第37条第2項に違反しており、法第65条第2項第2号及び第5号に該当する。

平成28年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
H29	3	24	兵庫県知事 (8)第800116号	有限会社野口石油	兵庫県	南あわじ市	業務停止	15日	重要事項説明において、一部説明を要する重要事項を説明していなかった。このことは法第35条第1項に違反しており、法第65条第2項に該当する。
H29	3	28	兵庫県知事 (7)第650050号	泉友不動産	兵庫県	豊岡市	業務停止	15日	重要事項説明において、一部事実と異なる説明をした。このことは法第35条第1項第14号に違反しており、法第65条第2項に該当する。
H29	3	29	兵庫県知事 (1)第11680号	株式会社絆コーポレーション	兵庫県	神戸市	業務停止	7日	平成28年8月9日以降、有効な宅地建物取引士証を有する専任の宅地建物取引士が不在となったにもかかわらず、2週間以内に法第31条の3第1項の規定に適合させるための措置を執らなかつた。このことは法第31条の3第3項に違反しており、法第65条第2項に該当する。